

計画の評価方法について

計画の達成度を測るため、以下の指標を設定しています。

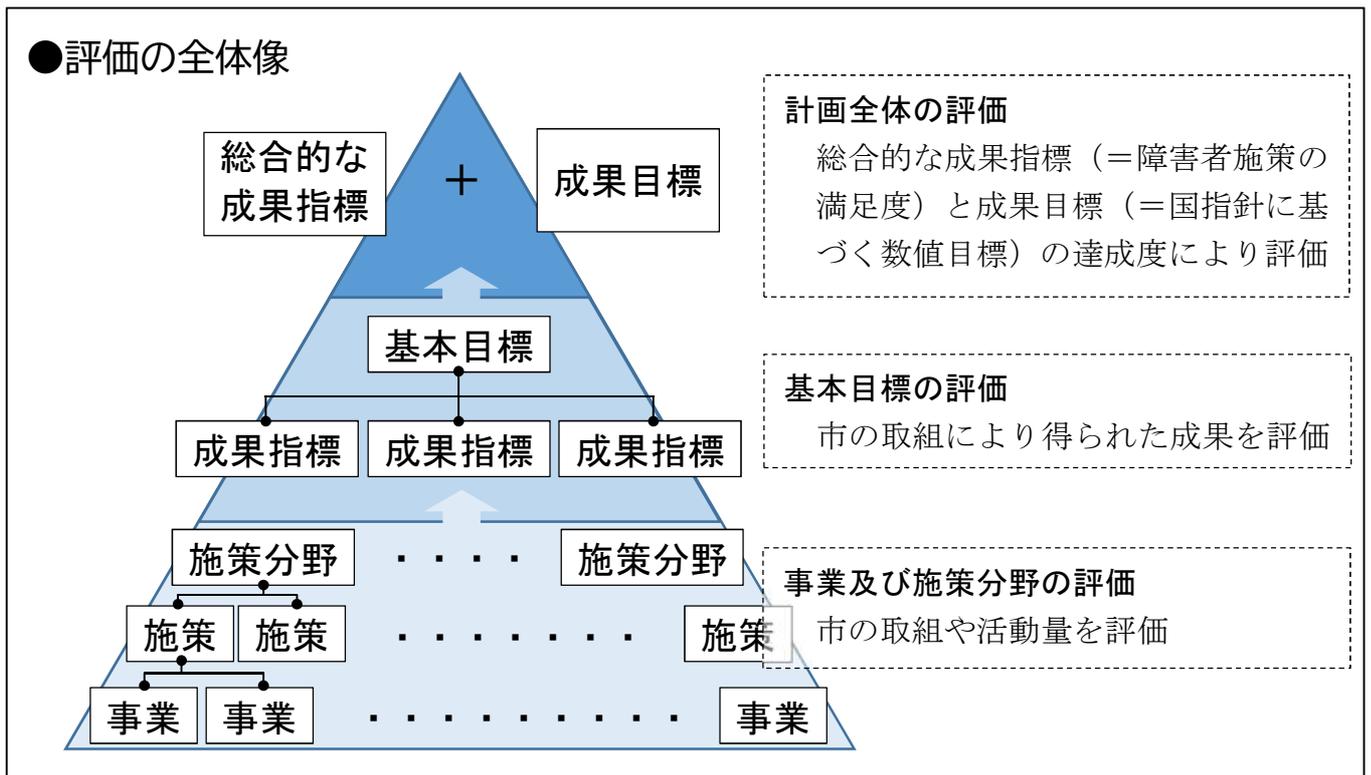
- (1) 事業ごとの活動指標 (計画書 p69-102 参照)
- (2) 基本目標ごとの成果指標 (計画書 p51, 58-67 参照)
- (3) 計画の総合的な成果指標 (計画書 p51 参照)
- (4) 国の基本指針に基づく成果目標

上記の指標に基づき、それぞれ評価を行い、達成度を測ります。

1 施策体系と評価の全体像

●計画の施策体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策分野】	【施策】	【事業】
自立と共生のまちをめざして 自分らしく、よりよく生きる	1 誰もが安全・安心に暮らせるまち	1 差別解消・相互理解・権利擁護	1 差別の解消及び相互理解の促進 等	14 事業
		2 住みよい福祉のまちづくり	1 生活環境の整備 等	17 事業
		3 保健・医療サービスの充実	1 保健サービスの充実 等	18 事業
	2 自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち	4 療育体制及び学習機会の充実	1 療育体制の充実 等	15 事業
		5 雇用・就労の促進	1 雇用・就労環境の充実 等	8 事業
	3 一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち	6 福祉サービスの充実・向上	1 相談支援体制の充実 等	31 事業
		7 社会参加の拡充	1 文化活動・余暇活動の充実 等	36 事業



2 事業及び施策分野の評価

(1) 時 期 毎年度

(2) 評価方法

本計画では、139の事業を位置づけ、7の施策分野に分類しています。各事業にはそれぞれ活動指標を設定しています。

各事業を下表のとおり「a～d,-」の5段階で評価し、配点します。

評価	目標値設定のある事業	目標値設定のない事業	配点
a	目標値の達成度が100%を超えた ※上限値がある指標は上限値を達成 (例)受診率 など	設定した活動指標を参考に、事業所管課の評価基準に基づき評価を行う。 (例) a 事業実施にあたって特筆すべき成果があげられた。 b 計画どおり事業が行われた。 c 一部事業が実施できなかった。	3点
b	目標値の達成度が80%-100%かつ現状値以上		2点
c	目標値の達成度が80%未満または、現状値未満		1点
d	事業内容を未実施		0点
-	事業完了または廃止		-

次に、施策分野ごとに事業の評価の合計点数を事業数で除して、平均点を算出し、平均点に応じて次のとおり評価します。

施策分野	事業数	最大合計点数	A	B	C
1	14	42	2.5以上	2.0以上 2.5未満	2.0未満
2	17	51			
3	18	54			
4	15	45			
5	8	24			
6	31	93			
7	36	108			

3 基本目標の評価

(1) 時期 令和9年度（実績値を算出できる指標は毎年度進捗を確認）

(2) 評価方法

本計画では、3つの基本目標を定め、それぞれ成果指標を設定しています。まず、各指標を下表のとおり「a・b・c」の3段階で評価し、配点します。

評価	説明	配点
a	実績値が目標値の100%を超えた	3点
b	実績値が目標値の100%以下だが、現状値を超えた	2点
c	実績値が現状値以下（現状値がない指標は目標値の80%未満）	1点

次に、基本目標ごとに成果指標の評価の合計点数で下表のとおり評価します。

評価	合計点数	(例)
A	13-15点	aが3、bが2、cが0なら、 $(9+4+0) = 13$ 点
B	10-12点	aが1、bが3、cが1なら、 $(3+6+1) = 10$ 点
C	9点以下	aが0、bが3、cが2なら、 $(0+6+2) = 8$ 点

具体例

基本目標1 誰もが安全・安心に暮らせるまち

No.	成果指標	現状値	実績値	目標値	評価
1	市民の障害者差別解消法の認知度(%)	-	32.0	30.0	a
2	障害のある人が差別や偏見を感じたことがある割合(%)	42.0	35.0	30.0	b
3	個別避難計画作成数(件)	468	700	600	a
4	福祉避難所設置数(箇所)	29	29	32	c
5	健康管理や医療について困ったり不便に思うことが「特にない」障害のある人の割合(%)	40.5	42.0	50.0	b



No.	基本目標	a	b	c	合計	評価	
1	誰もが安全・安心に暮らせるまち	個数	2	2	1	11	B
		配点	6	4	1		

※成果指標 No. 1 は市民を対象とした市民意識調査などのアンケート調査によって把握。

※成果指標 No. 2 は障害のある人を対象とした川越市障害者福祉に関するアンケート調査によって把握。

4 計画の総合的な成果指標の評価

(1) 時期 令和9年度

(2) 評価方法

「計画の総合的な成果指標」を下表のとおり「a・b・c」の3段階で評価します。

評価	説明
a	目標値の達成度が100%を超えた
b	目標値の達成度が100%以下だが、現状値を超えた
c	目標値の達成度が現状値以下

※この「3計画の総合的な成果指標の評価」と、後述する「4成果目標の評価」を合わせて計画全体の評価を行います。「5計画全体の評価」参照。

具体例

例① 目標値の達成度が100%を超えた（107.1%）

計画の総合的な成果指標	現状値	実績値	目標値	評価
川越市の障害者施策の満足度(%)	33.9	45.0	42.0	a

例② 目標値の達成度が100%以下だが、現状値を超えた（95.2%）

計画の総合的な成果指標	現状値	実績値	目標値	評価
川越市の障害者施策の満足度(%)	33.9	40.0	42.0	b

例③ 目標値の達成度が現状値以下（80.0%）

計画の総合的な成果指標	現状値	実績値	目標値	評価
川越市の障害者施策の満足度(%)	33.9	33.6	42.0	c

※上記指標は、障害のある人を対象とした「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」で「川越市の施策満足度」について「満足している」または「少し満足している」と答えた障害のある人の割合。

5 成果目標の評価

国の基本指針に基づき、下表のとおり 28 項目の成果目標を設定しています。
(計画 p103-109, 121)

分類・項目		目標
第七期障害福祉計画		
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行		
1	地域生活移行者数	18人
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
2	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
3	協議の場の開催回数	1回以上/年
(3)地域生活支援の充実		
4	地域生活支援拠点設置数	1箇所
5	機能検証の実施回数	1回以上/年
6	強度行動障害を有する者に対する支援体制検討の実施回数	1回以上/年
(4)福祉施設から一般就労への移行等		
7	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	29人以上
8	うち就労移行支援事業を通じて移行	23人以上
9	うち就労継続支援A型事業を通じて移行	4人以上
10	うち就労継続支援B型事業を通じて移行	2人以上
11	一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	全体の5割以上
12	就労定着支援事業利用者数	119人以上
13	就労定着率(定着率が7割以上の事業所数)	全体の 2 割 5 分以上
(5)相談支援体制の充実・強化等		
14	基幹相談支援センターの設置	設置
15	協議会における事例検討の実施	実施
16	相談支援事業者への指導・助言件数	15 件/年
17	相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件/年
18	相談機関との連携強化の取組の実施回数	24 回/年
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
19	障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	実施
20	障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
21	障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施
22	県が実施する障害福祉サービスに係る研修への参加人数	5 人/年
23	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の指導・実施	1 回以上/年

分類・項目		目標
第三期障害児福祉計画		
(1)障害児支援の提供体制の整備等		
24	児童発達支援センターの設置	設置
25	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所
26	医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	5人
27	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
28	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	1回以上/年

成果目標の各項目については、「達成・未達成」で評価し、「達成」した項目数に応じて下表のとおり「a・b・c」の3段階で評価します。

評価	「達成」した項目数	説明
a	23以上	「達成」した項目数が全体の80%以上
b	17～22	「達成」した項目数が全体の60%以上80%未満
c	16以下	「達成」した項目数が全体の60%未満

6 計画全体の評価

「3計画の総合的な成果指標の評価」と「4成果目標の評価」を掛け合わせて、下表のとおり「A・B・C」の3段階で計画全体を評価します。

		計画の総合的な成果指標		
		a	b	c
成果目標	a	A	A	B
	b	A	B	C
	c	B	C	C

7 計画期間における評価一覧

計画期間における評価についてまとめると下表のとおりです。

評価項目	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績
事業	各事業を「a~d,-」の5段階で評価し、評価に応じて配点		
施策分野	施策分野ごとに事業評価の合計点を事業数で除し、算出される平均点に応じて、「A・B・C」の3段階で評価		
基本目標ごとの成果指標	※実績値を算出できる指標については、進捗状況を確認		「a・b・c」の3段階で評価し、評価に応じて配点
基本目標1	—		基本目標ごとに成果指標の合計点に応じて「A・B・C」の3段階で評価
基本目標2			
基本目標3			
計画の総合的な成果指標	—		「a・b・c」の3段階で評価
成果目標	各項目を「達成・未達成」で評価し、「達成した」項目数に応じて、「a・b・c」の3段階で評価		
計画全体の評価	—		「計画の総合的な成果指標」と「成果目標」の評価を掛け合わせて、「A・B・C」の3段階で評価

※計画全体の評価と基本目標ごとの評価が一致しない場合（計画全体の評価はA、基本目標1がCなど）であっても計画の評価はあくまでも「計画の総合的な成果指標」と「成果目標」に基づき評価します。一致しない場合は基本目標ごとに設定した成果指標が総合的な成果指標（＝障害者施策の満足度）に寄与していないため、次期計画で見直しを図ります。